

# くらし

## 街頭無料相談会

税務・不動産・登記・成年後見・法律・行政・建築・社会保険・年金・労務等の相談に専門家が応じます。

【日時】7月11日(木)午前11時30分～午後6時(受け付けは午後5時30分まで)

【相談員】税理士・宅地建物取引士・司法書士・行政書士・一級建築士・社会保険労務士・公証人ほか

【主催】東京税理士会四谷支部・新宿支部ほか5団体

【共催】新宿区

【後援】東京都、東京商工会議所新宿支部  
【会場・申込み】当日直接、新宿駅西口広場イベントコーナーへ。

【問合せ】東京税理士会四谷支部 ☎(3357)4858・区総務課総務係 ☎(5273)4209へ。

## みどりのカーテン探検

【日時・集合場所】7月19日(金)午前9時30分に牛込笹笥地域センター(笹笥町15)

に集合、午前11時30分に解散(小雨実施)

【内容】牛込笹笥地域のみどりのカーテン等を巡る(案内は小山裕三/新宿エコまちあるきガイドほか)

【持ち物】帽子・飲み物・筆記用具・雨具

【申込み】往復はがきかファックス・電

子メール(4面記入例のとおり記入)で7月13日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434・✉info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員15名。応募者多数の場合は抽選。

## 新宿リサイクル活動センターの催し

①リサイクル講座「ステンシルでオリジナルシャツ作り」

【日時】7月23日(火)午後1時～4時  
【対象】区内在住・在勤の方、15名  
【持ち物】綿素材のTシャツ、タンクトップほか

②夏休みリサイクル講座「バスタオルからぞうり作り」

【日時】8月17日(土)午前10時～午後4時  
【対象】区内在住・在勤の小学生以上、15名(小学3年生までは保護者同伴)

【持ち物】不要になったバスタオル1枚・浴用タオル2枚、物差し、はさみ、マスク、目打ち(お持ちの方)  
【費用】300円(材料費等)

【共催】新宿環境リサイクル活動の会 …… <①②共通> ……

【会場・申込み】往復はがきに4面記入例のとおり記入し、①は7月12日、②は7月17日(いずれも必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

# 住宅・まちづくり

## 新宿駅直近地区に係る都市計画の説明会・縦覧

●説明会

【日時】7月16日(火)▶①午後2時30分～4時、▶②午後6時30分～8時(2回とも同じ内容)

【内容】都市計画素案、地区計画原案(新宿駅直近地区・西新宿一丁目7地区)

【会場・申込み】当日直接、新宿ファーストウエスト(西新宿1-23-7)へ。託児(生後6か月～未就学児)・手話通訳あり(託児を希望する場合は、7月12日(金)までに電話かファックス(氏名、住所、希望時間(①②の別)を記入)で、東京都都市整備局

街路計画課 ☎(5388)3292(月～金曜日午前9時～午後5時)・☎(5388)1354へ。先着順。お子さん連れの参加も可)。

【問合せ】区新宿駅周辺基盤整備担当課(本庁舎7階) ☎(5273)4164へ。

●地区計画原案の縦覧・意見書の提出  
地区内の土地・建物の所有者または一定の利害関係者で原案の内容に意見がある方は、意見書を提出できます。

【内容】地区計画原案(新宿駅直近地区・西新宿一丁目7地区)

【縦覧期間】7月17日(水)～30日(火)

【意見書の提出期間】7月18日(木)～8月7日(水)

【縦覧場所・意見書の提出先】新宿駅周辺まちづくり担当課(本庁舎7階) ☎(5273)4214へ。

# 福祉

## 高次脳機能障害者支援事業セミナー(区委託事業)

【日時】7月20日(土)午後2時～4時30分  
【会場】新宿けやき園(百人町4-5-1)

【対象】障害者の家族・支援者ほか、50名  
【内容】講演会「高次脳機能障害のための注意と情動のコントロール」(講師は榎間剛/梶原病院リハビリテーション科医師・医学博士)と演習(アンガークントロールほか)

【申込み】電話かファックス(4面記入例のとおり記入)で7月20日(土)までにNPO法人VIVID(ヴィヴィ) ☎(5849)4831・☎(6908)3664へ。先着順。

## 家族会応援ボランティア募集説明会

家族会・認知症家族会は、高齢者を介護している方が集まり、日頃の悩みを話し合う場です。会の運営を手伝っていただくボランティアを募集します。

【日時】8月1日(木)午前10時～11時30分  
【会場】四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10-16)

【対象】介護支援に関心のある方、介護経験のある方ほか、30名

※ボランティアを希望する方には、「介護家族の現状」や「家族支援に必要なスキル」の講座を9月に行います。

【申込み】7月8日(月)から電話かファックス(4面記入例のとおり記入)で高齢者支援課高齢者相談第二係 ☎(5273)4254・☎(5272)0352へ。先着順。

## 障害者福祉センターの講座

【日時】▶①いきいき健康講座…月曜日午前10時～11時30分(初回は8月5日(月)、全11回、▶②軽体操講座…木曜日午前10時～11時30分(初回は8月1日(木)、全13回 …… <①②共通> ……

【対象】区内在住で障害のある方、①は10名、②は12名(定員に余裕がある場合は家族の参加も可)

【費用】1回100円(減免あり)

【会場・申込み】7月23日(火)までに、電話かファックス(4面記入例のほか希望講座(①②の別)、障害名・手帳の種類を記入)または直接、同センター(戸山1-22-2) ☎(3232)3711・☎(3232)3344へ。応募者多数の場合は、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳をお持ちの方を優先して抽選。

## 家族介護者講座

●成年後見制度入門編

【日時】8月10日(土)午前10時～11時30分

【会場】戸山シニア活動館(戸山2-27-2)

【内容】講座「在宅生活の中で制度の利用を考えるタイミングっていつ?」(講師は千葉美保/社会福祉士)

【申込み】7月8日(月)から電話かファックス(4面記入例のとおり記入)または直接、若松町高齢者総合相談センター(戸山2-27-2) ☎(5292)0710・☎(5292)0716へ。先着50名。

※介護のため参加が難しい方は、ご相談ください。

## 平成30年度 ごみの収集・資源の回収状況が確定しました

広報新宿令和元年6月15日号「すてないで(VOL.75)」で、平成30年度ごみの収集・資源の回収状況の速報値をお知らせしましたが、確定値が出ましたのでお知らせします。

【問合せ】新宿清掃事務所(下落合2-1-1) ☎(3950)2923へ。

▶粗大ごみ回収量…2,351トン(前年度より64トン増(2.8%増))、  
▶ごみ量の計…70,693トン(前年度より762トン減)、▶区民一人1日当たりのごみ量…560グラム(前年度より12グラム減(2.1%減))

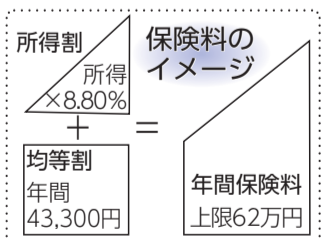
## 後期高齢者医療制度に加入している方へ 7月19日(金) 令和元年度の保険料のお知らせを発送します

保険料の納入通知書を7月19日(金)に発送します。7月26日(金)までに届かない方のご連絡ください。保険料の計算方法もご案内しています。なお、平成30年分の所得税・平成31年度の住民税の申告が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方などは、後日、保険料が変更になることがあります。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

### 保険料のしくみ

保険料は、全被保険者が負担する「均等割」と、所得に応じてかかる「所得割」の合計です(下図)。



▶保険料は2年ごとに見直しています。

▶均等割・所得割の金額は、所得により軽減される場合があります。

▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険組合・共済組合等)の被扶養者だった場合、保険料の軽減措置があります。

### 保険料は原則として年金からの引き落としです

◆年金からの引き落としにならない場合

次の方は、納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

▶介護保険料が年金からの引き落としでない、▶年金(介護保険料が引かれている年金)受給額が年額18万円未満、▶令和元年7月1日以降に75歳になった、▶平成31年4月2日以降に新宿区に転入した、▶本人の申し出により口座振替に変更した、▶後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が、介護保険料が引き落とされている年金受給額の2分の1を超える  
※年度の途中で保険料が増額になる方は、年金からの引き落としと、納付書や口座振替での納付が併用になる場合があります。

◆年金からの引き落としを口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。申出書が8月5日(月)までに届いた方は10月から、その後届いた方は12月以降、口座振替に変更します。申出書が必要な方はご連絡ください。

※申出書を提出しても、保険料を滞納した場合は、年金からの引き落としに切り替わることがあります。

## 国民健康保険に加入している方へ

## 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の更新の案内を発送しました

「限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)」を提示すると、1か月間一つの医療機関の窓口で支払う医療費がそれぞれ自己負担限度額までとなります。有効期限が令和元年(平成31年)7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き利用を希望する方は医療保険年金課へ申請が必要です(保険料に滞納があると交付できません)。認定証をお持ちの方には、7月5日に申請書を発送しました。申請方法や必要書類等、詳しくは、お問い合わせください。

## 「人工透析を必要とする慢性腎不全」に関する新しい特定疾病療養受療証を発送しました

対象者の世帯宛てに7月5日に発送しました。差し替えてご使用ください。※「血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等」「70歳以上の方の『人工透析を必要とする慢性腎不全』」に関する受療証は、引き続きご使用いただけます。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。